

## 宮城県ブルーカーボン協議会規約

### (設置)

第1 本県のブルーカーボンの取組を推進するため、宮城県ブルーカーボン協議会（以下、協議会とする。）を設置する。

### (目的)

第2 宮城県沿岸域における藻場の造成・保全や海藻養殖の増産に向けた取組を推進し、二酸化炭素の固定・吸収量をブルーカーボンとして評価するとともに、漁業・養殖業から発生する環境負荷を定量し、削減貢献量を明らかにすることで、環境配慮型水産業への機運を醸成し、本県水産業のカーボンニュートリティや持続可能性に寄与することを目的とする。

### (所掌事務)

第3 協議会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 技術開発・試験研究に関すること
- (2) モデル地区での実践に関すること
- (3) 普及・指導・広報に関すること
- (4) その他、ブルーカーボン事業全般に関すること

### (組織等)

第4 協議会は、次の者により組織する。なお、構成員は別表に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 漁業関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 行政関係者

2 構成員が出席できないときは、代理人をもって協議会に出席することができる。

### (役員等の選任)

第5 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 第1項の役員のうち、会長には宮城県水産林政部副部長の職にある者を充て、副会長には宮城県漁業協同組合常務理事の職にある者を充てる。

(役員の職務)

第6 会長は会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第7 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第8 協議会の事務局は水産林政部水産業基盤整備課とする。

附 則

この規約は、令和4年1月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年9月15日から施行する。

## 別表

区 分	構 成 員
漁業関係者	○宮城県漁業協同組合常務理事 ○宮城県漁業協同組合石巻地区支所 ○宮城県漁業協同組合網地島支所 ○一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン 長谷川 琢也 氏
学識経験者	○ジャパンプルーエコノミー技術研究組合 理事 信時 正人 氏 ○国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 水産資源研究センター 社会・生態系システム部 沿岸生態系暖流域グループ長 堀 正和 氏 ○国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 沿岸生態システム部 亜寒帯浅海域グループ長 村岡 大祐 氏 ○さかなデザイン 代表 安達 日向子 氏
行政関係者	○石巻市産業部次長（水産担当） ○宮城県水産林政部副部長（技術担当）